

1. 宇宙活動法を制定する意義

民間宇宙活動の進展により宇宙活動法を制定する目的が以下の順に広がった。

- ① 民間宇宙活動の時代に対応した宇宙諸条約の誠実な履行
- ② 公共の安全の確保
- ③ 産業振興の制度インフラとしての法制

2. 許可及び継続的監督の対象とする宇宙活動の範囲

➤ 許可・監督の対象

3. 個別の許可及び継続的監督の具体的案

① 打上げの許可・監督

- 許可・監督の対象とする打上げの定義
- 打上げの許可・監督の考え方
- 打上げの許可の仕組み
- 海外打上げ委託
- 空中発射・海上発射の取扱い
- 打上げの継続的監督 等

② 再突入の許可・監督

- 許可・監督の対象とする再突入の定義
- 再突入の許可の仕組み
- 再突入の継続的監督 等

③ 人工衛星の管理の許可・監督

- 許可・監督の対象とする人工衛星の管理の定義
- 人工衛星の管理の許可の仕組み
- 人工衛星の管理の継続的監督 等

4. 第三者損害賠償制度

- 第三者損害賠償制度の考え方
- 具体的な第三者損害賠償制度